第15回 上牧町まちづくり基本条例策定委員会

日 時 平成24年 7月11日(水) 午後1時30分から 場 所 上牧町役場 3階 委員会室

次 第

- 1 開会
- 2 共通テーマに係る素案の検討について

3 その他

4 閉会

上牧町まちづくり基本条例策定委員会(第15回)議事録

開催日時 平成24年7月11日(水)午後1時30分~午後4時00分

開催場所 上牧町役場 3階 委員会室

出席者 委員 21名

欠席者 委員 2名(梶野委員、東委員)

傍 聴 者 1名

事務局 都市環境部外川部長、同部まちづくり推進課 西山課長、福西課長補佐、

松井係長、野村主事

開会

委員長あいさつ

議長 各種報告をしたいと思うが、先月25日の月曜日に議会部会と議会との意 見交換会があり、無事行なったということで報告を受けている。

委員の異動について、構成自体に変更はないが、以前上牧町PTA協議会の会長として委員会活動に参加してもらっている平嶋委員であるが、PTA協議会の総会において改選が行なわれ、平嶋委員は退かれたが、顧問として就任することになった。本委員の各種団体選出の資格については、団体の長には限定しないとされており、当該団体の代表でも可とすることを以前の委員会で確認されているということで、引き続き上牧町PTA協議会顧問という立場で参加してもらえることになったので、報告させてもらう。また、議会選出委員であるが、6月20日の定例議会における役員改選により、正副議長が決定され、引き続き堀内委員、東委員がこの委員会の委員として参加されることになったので改めて報告する。

本日の議事に先立ち資料の確認をしたい。スケジュールの工程表、共通テーマに係る素案の検討(一式)が手元にあるか確認してほしい。その中で、スケジュールの工程表であるが、次回及び次々回の日程が決まっているので報告する。次回は全体会で7月25日(水)午後1時30分から行なわれる。今後の日程としては8月6日(月)、8月22日(水)、9月3日(月)、9月24日(月)で、会議室を押さえる関係で以上のとおり予定決めさせていただいているので、各委員で確認のほうお願いしたい。

最後に調整会議で話があった内容を報告したい。議事録の件についてであ

るが、事前に議事録が配付されていると思うが、かなり訂正が多いという ことで議題に挙がった。議事録の訂正については、基本的には、誤字、脱 字もしくは、言ったけれどもそのとおりに記載されていないという内容の みの訂正ということで了承してもらいたいと思う。この委員会は、要点筆 記ではなく、そのままの発言の内容で議事録に記載するということである ので、自分の真意ではない意見を言ったとしても、そのまま発言している のであれば、そのとおりに議事録に載せることが本来の筋だということで、 「私はこういう風に言ったけど、こう言ったつもりではないので訂正して ほしい」というのは基本的に議事録ではなくなってしまうという観点から、 議事録のテープおこしをしている事務局の手間もかなりの労力になるので、 基本は発言をそのままの形で掲載するということで、発言内容の撤回につ いては、議事録の段階ではできないということだけよろしくお願いしたい。 それでは本日のメインテーマである共通テーマに係る素案の検討について 始めていきたいと思う。先ほど言ったとおり共通テーマに係る素案につい ては、たたき台で田島部会長をはじめとする議会部会に多大な労力をだし てもらいたたき台を作ってもらった。手元にある資料のとおりで、項目ご とに説明してもらい、皆さんからの意見を出してもらって、条文づくりに していきたいと思う。限られた時間ということもあるので、皆さんからの 意見を十分に出してもらい議論をしてもらったうえで、ある程度の段階で 決を採るようなこともあるが、スムーズな進行のために協力してもらいた い。それでは、各項目についての説明を田島部会に委ねたいと思う。

田島委員 共通テーマ (総則) の条文素案についての説明 (別紙参照)

議長の一つの説明のなかで、皆さんから忌憚のない意見を出してもらいたい。

藤村委員 かなり詳しく説明してもらったので、そんなに言うことがないのだが、二 つ三つ確認をしておきたい。

一つは、町民の定義で、現在少子高齢化している上牧町のなかで、歯抜けの住宅の状態であるといった問題が出ているわけであるが、上牧町の中に家や建物を持っている人でそこには住んでいない人たちを町民としてどう定義するのか。まちづくりをやっていこうとするうえで、その人たちのことを頭に入れておかなければ進まないというようなことがたくさんあると思うが、今の定義のなかでは、どこの条例を見てもそうだが、少子高齢化

ということは謳っているが、具体的にそれがどういう形になっていくのか ということも含めて謳っているところはなかったように思う。

二つ目は、執行機関の中に、記載している以外に人事委員会やそのほかの委員会があるわけであるが、今、上牧町にはこれだけの執行機関の委員会があるという理解でいいか。私の仕事柄あったのだが、川や池があるところには水利権があり、農業委員会がやるのだが、漁業権についてはどこで取り扱うのか、執行機関で言えば、漁業管理委員会とかが法的には決められているが、上牧町ではないのか。

大きくはその二点を確認したい。

- 議 長 今の話をまとめるが、町民のところに土地、建物には財産を所有する納税 義務者も含めるのか、含めることも検討したほうが言いという意見。 執行機関の委員会の部分であるが、これは限定列挙なのか、委員会が追加 されたらどうするのかとか、水利組合の話とか、その辺についての執行機 関はどうしたらいいのかという話であると思うが、皆さんの意見はどうか。
- 小林委員 藤村委員の意見には賛成である。空地、空家の所有者の件で、私も以前に 自治会長を務めていて、現在も別の組織に携わっているが、空地、空家の 所有者の件について、最近では非常に増えていて、空地、空家の管理者の 協力がないとなかなか環境整備が進まないといったことでもあるので、後 の町民の定義に加えるということに賛成である。

実際問題では、連絡のつかない方が多々あり、草刈すらできない状況であるので、そういったことも念頭におきながら、これからどういう協力を求めていかなければならないか考えていかないといけない。

また、執行機関の問題については、町長、教育委員会以下は法定の機関で、 それ以外で町長の行政事務を補完する機関については、ここには記載して いない。ここでは、町長という大きな表現のなかで含まれていると捉える か、もしくは、もう少し明示的にはっきり書いたほうがいいのであれば、 そういったところに書いたほうがいい。

藤村委員 二つ目のいろいろな執行機関があるが、町長のなかに入れたらいいのでは ないかという話であるが、もしそうであれば、解説できっちり書いてもら うということで、あくまで条文であるので、代表的なもので構わないと思 う。 田島委員 執行機関を定義するときに、他の自治体の基本条例を参考にしたのだが、 行政事務を管理、執行する機関という前置きがなかった。そうすると前置 きがない町長というと、その町長の下にいろいろな機関があり、行政のこ とをあまり知らない人が見たときに誤解を受けるので、これを含めたとい うことと、その他の委員会については、行政事務を管理執行する機関とい うことでここに含まれると思われるので、こういった文言にした。

先ほども藤村委員が言ったように、解説書のほうでどういったものが含まれるかというのをしっかり定義しておくのも必要だと思う。ここで詳しく書くと長くなってしまうので、この程度で収めたほうがいいと思い、こういった定義になった。

- 議 長 解説を付けるということであるが、委員会というのは2種類あると思う。 執行機関としての委員会と諮問機関としての委員会、この策定委員会も町 長の諮問機関として町長に含めるということで、こういったことも解説書 に書いていてもらうということにしていきたい。先ほどの「町民」につい ては、上牧町に財産を保有する人も含めるような方向で位置づけをしてい くことで結論付けたい。
- 三浦委員 上牧町に土地と財産を持っているが、本人は東京に住んでいるといった人にも、何かあった場合でもその人に意見を聞くということか。10年でも 100年でも三代に渡ってでも意見を聞くわけか。
- 井尻委員 住民、町民の範囲の話であると思うが、私も基本的には今まで出ている意見に賛成である。「納税者」という言葉をうまく表現して含められないかと思う。一般的に住民とかの話になったときに、いわゆる税金を納めている人というのは相当行政に関わる人たちだと思うので、その納税者という言葉をここのなかに取り入れて表現できないかなと思う。

執行機関については、法定されているので、これでいいと思う。あとは載っていない人事委員会(町では公平委員会)だけで、法定列挙されている分であるので、これ以上のことはないと思う。

小林委員 表現は、土地家屋の所有者にするか固定資産税という意味合いでの納税者 にするかどうかということであるが、三浦委員の言っているように住んで

いない人にも意見を聞くのかという指摘についてであるが、それは(意見を)聞く場面もあるかもしれないが、大方ないと思う。むしろ田島委員から説明もあったが、上牧町のまちづくりに参画できる範囲がどれだけあるかという話であると思う。東京に住んでいるけども固定資産税はずっと払っているが、自分の家の周辺も気になるということで、先々そこの土地を活用したいといった関係から、自分も関心はあり参画できる機会があれば参画したいと思っている方もおられるかも分からない。そういった方も範囲のなかに取り込んでおいたほうが妥当ではないか。

必ずしも意見を言わなければいけないとか、委員会に出てきてもらうとかそういった義務を押し付けるケースというのはまずないのではないか。場合によってはそういったケースもあるかも分からないが、一般的にはその方の負担になるようなことを、この条例で求めていくというのは実際的ではない。そういう理解で考えていけばよいと思う。

遠山委員 例えば、ふるさと納税している人も町民に含めるのかということだと思う。 スーパーおくやまが上牧町にふるさと納税したとすると町民になるのかと いうことで、そういった方も町民として参画する形になるのかということ だと思う。

> 広く参画を募るという意味では、上牧町に何らかの形で携わっているとい うのでは、その納税者という文言は検討材料だと思うが、加えていくとい う方向でも私はいいと思う。

田島委員 まちづくりに参画した場合には、参画というのは計画の段階から何かをするということではなくて、そのあと実際に行動してなお且つ評価してというほかの段階も含めて参画ということになるので、一番初めに意見を言ったらその意見に対して行動するところも責任を負わないといけない。また、行動がどういった効果があったかという評価にも加わらないといけない。納税しているだけで、意見を言ってあとは知らないでは済まなくなるのがこの参画の意味であるので、最後まで責任を持って参加できる資格というと単にふるさと納税しただけでは、協働の段階で一緒に行動できるかというと、それは難しいということから、不動産とかその辺に限っただけでいいのではないか。あまり広げていくと意見は言うけど、実際に協働して何かをするというのはできない。ということにもなりかねないと思う。

- 小林委員 この問題だけで時間をとるのは、もったいない感じがするので決めてもらったらいいと思うが、私も町民の定義が町内に住む人、仕事先や学校が町内にある人という形になっているので、この並びで、町内に不動産もしくは土地・家屋を有する人という表現のほうが分かりやすいし、そのほうが納税者というよりもぴたっとくるのではないかと思う。感覚や感じの問題も含めて、その案を支持する。これは、皆さんの感じの問題もあると思うので、決を採ってもらったらどうかと提案する。
- 植村委員 少し違和感があるのだが、私自身は上牧町の住民ではなく、在勤者という ことで町民に含まれるかと思うが、この総則の部分だけで言えば、家屋の 問題などを含めて広げていけばいいと思うが、住民と町民を分けて、別案 で書いている微妙な問題だと思うが、意思表明とか意思決定の場面の住民 投票のところの話が出てきたときには、ダブルスタンダードになっている。 私はあとで町民部会の専管事項でも出てくるが、町民の義務として、努力 義務になるが、関心を持って積極的に参加しないといけないことになる。 それは、住民の義務ではなく、町民も含めた努力義務になるはずであるが、 在勤者である町民としてのカテゴリーである私は、それに対しての意思決 定がこの段階ではできなくなってしまっているということで、住民の範囲 と町民の範囲とでは、求められることは一緒であるが、参加できる度合い や意思表示できる度合いとかが変わってきてしまうので、その辺りが微妙 だと思う。別案で書いているように、町民と書いてここに全部を含めてし まう方法のほうがいいのかなと思うが、先ほどもあったように、投票の問 題とか参政権の問題とかに絡んでくると思うので、その辺の範囲を広げて いくのであれば、あとで義務のところで十分に配慮してもらえることも検 討してほしい。
- 小林委員 議会部会で検討した、共通テーマの考え方に関連する話である。今日の全体会ではじめて共通テーマの総則から議論から始まっているのだが、いずれも、植村委員が言ったようにこれから専管テーマが始まっていくと共通するテーマばかりである。だから、決を採るというのは暫定的なことを今は決めようということで、必ず最終決定という意味合いではないと思っている。提案者側としてもそうである。今ここで決めてしまえば将来は変更できないとか堅苦しいものではなく、とりあえずこういった形で決めようというものである。将来専管テーマの議論に入っていって、どうもうまく

収まらないとなれば、基に返って議論したほうがいいということが出てくれば、そこで、改めて議論するという意味合いで捉えているので、柔らかい考えでいると理解してほしい。

もう一点の話のほうは、植村委員は、住所はないが勤め先をお持ちである方で、こういった方が参画できないのかという意味合いで聞いたが、そうではない。要は、参画という定義であるが、施策や事業等の立案から実施、評価に至る過程に主体的に参加し、意思形成に関わること。これは、広義の町民が関わる話であると捉えている。だから住民というのは、田島委員も言ったように、主権に関わるところに限定し、要は、住民投票の類の有権者は狭い範囲の住民に留めようとことで、植村委員が決して参加できないというのではなくて、上牧町のまちづくりに関しては、立案から評価に至る課程で参加していただけるという形で考えている。

それともう一つ言いたいのが、植村委員の言ったことに関連するのだが、 この定義で一番大事なのは、田島委員からの説明があったように、住民と 町民の定義を分けるかどうかという問題がある。分けた場合、範囲はこう いった範囲でいいと思うが、要は、主体と主権の意味合いを分けて考えて どうかと思う。主権は有権者に準じた範囲で、町内に住所を持っている人。 こういった方々が、住民投票という場面で参加できるということで、これ は地方自治法で規定にあり、それを住民という形で括ろうということであ る。住民投票だけでなく、監査請求、解散請求といった主権に関わること は限定した範囲の住民で、それ以外のまちづくり基本条例やその他の事で 考えているまちづくりという観点を幅広く捉えたのが町民ということで、 この二つの定義、もちろん、私も賛成であるが、こういった考え方で進め たらどうか思う。別案になっているのは、定義のところは広義の町民だけ にしておいて、住民投票などは条文に中で範囲を決定しようと広義の町民 全部がそういう住民投票の権限を持っているのではなくて、その条文が出 てきたときに、その権限を有する人はこういう人であるというように限定 した。この定義で言う住民の範囲でそこで書き込むというような、書き方 の整理学みたいな問題であるが、私は別案ではなくて、本案のように住民 と町民の区別を定義でしておいたほうが使い勝手はいいのかなと思う。こ こが大事なポイントだと思うので、田島委員もそのような説明であったと 思う。

議 長 ここで私の提案であるが、町民の定義については、町民部会で義務や責務

などを考えてもらっていると思うが、その話をしたなかで、もう一度ここにフィードバックしても十分足りるのではないかと思うが、その辺りはどうか。町民部会はこれから義務や責務がこれから当然出てくるので、その段階でやっぱりこういう定義をしたほうがいいのではないかとフィードバックしていくということで、今回はこれで結論付けたいと思う。

- 遠山委員 (1)の住民については、私個人の意見であるが、地方自治法第10条に 載っていることなので、あえて条例に載せる必要があるのかということも 踏まえて、町民部会の町民や住民の部分でも出てくると思うので、そのと きにフィードバックさせていきたいと思う。あえて決は採らないがその形 で進めていきたいと思う。(複数の委員から異議なし) 最高規範性について議論が出なかったが、ほかに意見はあるか。
- 藤村委員 参画のところであるが、非常にいいことを書いてもらっているのであるが、「主体的に参加し、意思形成に関わること・・・」とあるが、そこの意思形成のところの前に「責任を持って」という文言をいれてほしいと思う。というのは、この文言一つで言いっ放しはなくなるのではないかと思う。これまで携わってきた仕事のなかには、言いっ放しというのが非常に多い。やっぱり言った以上は、それを自分で確認する必要もあるだろうし、責任を持つ必要があるということで、責任を持って意思形成に関わるということでこの文言を入れてほしい。
- 議 長 このことについて意見はないか。なければ「責任を持って」という文言を 入れるという方向で進めていきたい。ほかに定義や最高規範性について意 見はないか。
- 小林委員 参画のところの表現は、他の町の条例にはこういう表現はないと思う。これは、藤村委員がPDCAに因るべきだということで、そういったことも踏まえて、この定義を立案から実施、評価に至る過程を盛り込みながら書いているというところは、上牧町の独創的な定義だということで皆さん理解してほしい。だからPDCAサイクルで回していこうということは、前文にも少し出てくるが、それを意識したあとの専管テーマの条文づくりにもそれに沿うような形の条文をつくってもらったらいいと思う。

議 長 それでは続いて、前文の説明をお願いしたい。

田島委員 共通テーマ(前文)の条文素案についての説明(別紙参照)

議 長 それでは10分間の休憩を挟み、後半は「前文」についてのたたき台とい うことで話をしたいと思う。

-休憩-

議 長 それでは後半を始めたいと思う。3時30分か4時を目処に今日の全体会 を進めていきたい。

共通テーマの素案検討については、次回の7月25日に1回予定をしている。今日はどこまで議論できるかというのが未知数であるが、引き続き皆さんの忌憚のない意見をいただきたいと思う。

まず、田島部会長のほうから説明があったが、何か「前文」について意見はないか。

- 木村委員 実際に書類にして出してみてもらう必要があるのだが、文言に拘らず、優しく表現して、文字を見た人がなるほどなと思い、上牧町の(まちづくりの)条例をつくるのだなと分かるようにしたい。このままでは、見る側としてまだ難しいと思う。私の注文としては、優しく書き換えて、活字にしていけばいいと考えている。
- 植村委員 具体的に何かということではないのだが、「前文」というのは非常に大事な部分になると思う。先ほどの「総則」のところの第1条でも書いてもらっているように、まちづくり基本条例というのは、町民だけではなく、議会も執行機関もそれぞれがそれぞれに役割を自覚して、お互いが協働してとここにも書かれているように、三者協働してパートナーシップをちゃんとしてこれからやっていこうというものになると思うので、案1でも第2段落や案2の第2段落とかもそういった表現だと思うのであるが、かなり今の財政のこととかマイナス面のことが書かれていると思う。せっかくこれから三者が協働してやっていきましょうというところでつくる条例で、なおかつ、その条例に前文にくるものなので、否定的な文言を入れるのではなくて、これからに対してのプラスのスタートで前向きな表現だけでいけ

たらいいのではないかと思う。

- 藤村委員 基本的には植村委員の言っていることは賛成であるが、これを読ませてもらって、こういったものがあまり長くなると皆は読む気がしなくなると思う。私たちがよく言われたのは、人に読んでもらう文章はせいぜい一つの文章の段落が3行から5行ぐらいの間にしなさいとよく言われた。それからすると、一応この前文は案1も案2も一つ一つはそれぐらいのなかに入っているので、読みやすいなという感じはする。それでもこれから作るのはネガティブなものにするのではなくて、これから皆でやっていこうというような案2をベースに考えていけばいいと思う。そのなかで特に、段落の1番、2番、4番、5番と、このぐらいのところの段落をもう少しコンパクトにならないかなと思う。要するに、背景には少しだけマイナスイメージというか、「だからこうするんだ」というのが必要かなという気がするので、それをあまりくどくするのではなくて、自分がそんなところに住んでいたのかと思われても良くないので、そういうようなことでまとめたらどうかと「前文」を読んでいて思った。
- 柄沢委員 確かに、前向きなこれからのというのは当然であるが、この資料のなかに皆さんの前文に関するキーワード等の意見のなかにもあるが、住民の要望するままにつくってきた。行政側の言い方とすれば、住民が要望した結果、財政がこうなった。要望するのは住民として当然だと思う。あれもほしい、これもほしいというのは、人間の普遍的な要望であるので、ただその時に財政状況を説明したなかで、これをつくったらこういうことになるということを何ら説明しなかったというのが問題で、選挙で選ばれた人はいい顔をしたいわけで、要望があったらつくりたいのは当然であるので、やはり原因をどこかに明記しておかないと良い事ばかりでは、これからもまた同じことを繰り返すのではないかと私は思う。やはり今の状況に陥ったことは、どこかに必ず明記してほしい。
- 藤村委員 先ほどは言葉足らずで、案1を柄沢委員が言ったように、前文の解説のなかに、その背景はきっちり書いておくべきだと考えている。私の考えている背景というのは案1に近い感じする。実際の前文のなかには、もうお少しコンパクトにして、ポジティブなほうにつくるイメージで、柄沢委員の意見に賛成である。

小林委員 今、前文の意見を出してもらっている途中であるが、議会部会でもいろい ろな意見があった。今出た意見も両方あった。それで一つは、案1は、植 村委員や藤村委員が言っているように、上牧町の問題点前面に出した前文 である。読んだ人のイメージが悪いのではないかという否定的な印象があ るのと、もう一つは、この条文は何年も生きていくものであるし、前文に ついてもそんなに簡単に変えるというものでもない。10年、20年先に もこういう表現が残っていること自体がどうかという意見もある。しかし、 上牧町がなぜ財政破綻まで陥ったのか、こういったことを忘れないために も当然10年、20年、30年先に世代が変わっていったとしても、上牧 町には過去にこういったことがあったという反省をしなければいけないし、 皆さんに出してもらったキーワードのなかにもほとんど書いてあり、前文 に入れるべきであるという意見が多々あった。皆さんの意見にも明るい将 来に向きたいけれど、足元にはこういった問題があり、二度と繰り返さな いということを何人もの方が書いてあり、大事なキーワードとして盛り込 んでおきたい。確かにマイナスイメージが残るかも分からないが、それが どうかという意見も確かにあるのも事実で、それを踏まえたのが、案1で ある。前向きに明るいところを中心に書くのか、上牧町が財政破綻の寸前 まで陥ったことを将来忘れないために、それを教訓として活かしていくた めにも明示しておいたほうがいいと、これは選択である。各委員好みがあ るので、また議論して決めていきたい。

それと木村委員が言ったように、表現をもっと易しくしたほうがいいのではないかという意見については、私も同意見であり、この前文案も議会部会でかなり議論したつもりであるが、まだまだ足らない部分があるので、分かりやすいように考えていったらいいと私は感じた。

足立委員 今の件であるが、戦争の件で、日本国憲法は戦争のことを再び戦争の惨禍が起こることのないようにここに決意したというような表現をしているが、そういうような表現で、戦争に対してもそれぐらいの表現をしているので、「決意をした」というような表現で、あまりくどくどしないで、すっきりすると思う。それにほかの盛り込みたい内容もこれで行を取られてしまうとどうしても表現できなくなるので、やはりぴしっとしためりはりの利いた言葉を一行で抑えて、その言葉が何年経っても消えていかないというような言葉を抑えていけばいいと思う。

- 山中委員 足立委員の意見であるが、この資料②-1の私の断片的メモの後半の以下の宣言で、「これらの反省・総括によって・・・新しい町をつくってゆくことを決意しました。」「互いに手を取り合って行動することをここに宣言し誓います。」これは私がつくった私案である。私案をそのまま資料として出させてもらった。(※議会部会のアンケートとして提出した。)が、これは(※その)後半だけが書かれたものである。前半の部分では、住民が知らないままにこういう危機的な状況が進んでいったということを書いている。今は第1案、第2案しかないが、私は第3案として出してほしいぐらいに思っている。これは前回の全体会のときに皆さんに配ってほしいと言ったが、紙代が無駄だからということで、そのままになってしまった資料の一つである。私自身これは中途半端に終わっているが、言いたいことはしっかりと、今、足立委員が言ったような意味で書いているので、むしろ第3案ぐらいとして出してもらいたいと思っている。
- 田島委員 先ほどの足立委員の意見で、短い決め台詞というのであれば、案2の最後 の段落の「私たちは、過去を忘れるのではなく学ぶことに将来の糧とし・・・」 この文言が短くてコンパクトでマイナスイメージでなく反省を込めて将来 に繋げるという決め台詞にあたるのかなと思う。
- 遠山委員 私がまずこの前文を拝見したときに、案2の最後の「私たちは、過去を忘れるのではなく・・・」の部分に感動して、極端な話で前文はこれだけでもいいのではないかと個人的には思った。

「過去を忘れるのではなく」の部分のこれだけは必ず入れてほしいと一委員として思った。

堀内委員 今、前文の議論をしているのだが、感じたことを申し上げたい。全体として長いと思う。もう一つは、遠山委員長からも意見が出たが、私は「二度と過ちを繰り返さない」という表現で資料を出した。そういった思いを端的に表現するようにもっていったほうがいいのではないかと考えている。いろいろと案1、案2で一長一短あるのだが、過去の経緯、上牧町がこういう状況になったこと、あるいは上牧町の大きな問題がどこにあったのかというとやはり財政と行政の運営に一番問題であったが、そこのところをしっかり抑えないといけないのだが、前文においても前文自体はコンパク

トにし、過去の経緯や原因については最低限盛り込んで、あとは解説のなかで、資料的に扱うという工夫もある。

- 山原委員 私は、この上牧町の現状を20年、30年経っても、今の現状を伝えておかないとやはり将来同じ伝手を踏むのではないかと思う。少なくとも、案1の土地開発公社が云々と書かれているが、これはちゃんと書いて残しておくべきだと思う。確かに文章を短くまとめるのはいいが、肝心なことは謳うべき点は、ちゃんと謳ってまとめていくべきだと思う。あまりにも短くするために、肝心なことが将来忘れられたら何のためにこれを作ったのか分からないので、その辺はちゃんと謳ってほしいと思う。
- 柄沢委員 今、将来、将来といろいろ話が出ているが、土地開発公社のお金を返す25年度から25年をかけて返す予定だと聞いているが、このなかの何人が25年後に生き残っているかを考えたときに、やはり長い期間その負担を背負っていかなければいけない町になったわけであるが、その原因は、今山原委員が言ったように、必ず明記して条文のなかには一部でもいいので入れてほしい。堀内委員の言っている解説書に詳しく書くようにしてほしい。また、案2のほうになれば「土地開発公社を含め、不釣合いな町政運営」といった形の文言があるが、早期健全化団体から脱却したというふうに住民に報告をしているが、それで住民は安心している方が半分以上いると思うし、早期健全化団体よりもっと大変なものをこの25年間抱えていかなければいけないこの町のことを考えたときに、我々はそれに眼を瞑って条文を作ることは絶対にいけないと思うので、必ずそれは入れてもらいたいと思う。
- 足立委員 財政の問題も重要であるが、関係がないようで、関係のある問題がいろいろあり、温暖化の問題とか、オゾン層の問題とか、年金の問題とか、環境の問題とか、町の財政の問題だけではなくて、いろいろな問題が絡んできているので、これで終わりということではないので、それに焦点を当てすぎるというのは、ほかの部分が呆けてくると思う。ほかのそれだけではない問題で、将来の世代は酷いことになるのではないかと私は思っている。だから、焦点を当てすぎるというのはどうかと思う。それに当てるのであれば、自然環境の問題とか、エネルギー資源の問題が今後どうなるのかとか年金が将来もらえるのかもらえないのかとか、財政の問題とか年金の問

題とかすべて私らが受益者で自分たちが使っているものであり、将来の世代に付けを回しているわけであるので、もっとほかの問題もあるということを考えなければいけないと思う。

小林委員 私は足立委員の意見とは違う。最初のほうにも足立委員から意見が出たと きにも言ったが、環境とか、エネルギーとか若しくは年金とか、いろいろ な問題があるのは事実で、毎朝、毎昼にテレビでいやほどやっているので 知っている。それも大事な問題であるが、上牧町の現状、住民、町民にと って今何が大事かということを観点に考えた場合、環境や年金などの問題 は上牧町でどうすることもできない。これはグローバルな話で、日本の政 府ですらなかなか決定できず悩むような話が山ほどあるので、これは無理 ではないか。私はもっと身近な観点から考えたほうがいいのではないかと 思う。先ほども言っていたが、これから住民説明会やいろいろな場面で、 町の現状を知らない住民に説明していくわけである。何でこんなまちづく り基本条例が必要であるのか、何で住民代表が集まってこんなものをつく ったのかというところから皆さんは理解できないと思う。行政、町長と議 会に任せておけばいいのではないかというのもあるし、次に何で財政破綻 状態までいってしまったのかという疑問になり、柄沢委員からもあったが、 土地開発公社の問題で50億近い金を町が肩代わりするわけであるから、 毎年2億以上の返済が25年間続いていく。言い換えれば、それだけの間、 それに見合うだけの住民サービスがないわけである。住民サービスに使う 財源を削って借金返済に回していくということに何でなったのかというこ とが、執行機関と議会だけに任していたがうまくいかなかった。だからま ちづくり基本条例をつくって住民が参画する形で、山中委員も言っていた が、三者(住民、議会、行政)が三角形の形でやっていくというような形 のものが必要であるというようなところから説明していかないと解らない と思う。年金、エネルギー、環境が将来これから大きな問題になってくる から、まちづくり基本条例をつくったと言っても、結びつかないと私は思 う。指摘は最もなことであるが、このまちづくり基本条例に関しては少し 違うと思う。

植村委員 借金の問題などを総括する場ではないと思う。このまちづくり基本条例を つくる契機として財政破綻の問題などがあったかも分からないが、それを ここで総括をしたり、断罪する場はここではないと思う。前文というのは あくまでも、まちづくりに住民の人も参加してやっていったら、暮らしやすい豊かな町になっていくと総則のなかにも書いているような、豊かな町にしていくためには、皆さんの参加が必要ですよ、そういうことをやっていきましょうという誘いの文章であるべきだと思う。そうでないとここで借金の問題や過去の過ちを繰り返さないためにというのを書かないと関心を持ってもらえない、魅力の持ってもらえない条例の中身であれば、財政破綻していない町はこういった条例をつくっていないのかという話にもなるだろうし、やっぱり中身として良くないと思う。そうではなくて、「皆が参加したらこういう豊かな町が作れるよ」とそれだけで読んでそう思ってもらえるものにしていかないと参加は得られないと思う。

皆さんにお誘いをするところで、こんな借金があって、こんな負債を抱えていて、こんな風になりたくなかったら、参加しないといけないよといった脅しから出発するような感じで捉えられる文章ではいけないと思う。

山中委員 前文というのは、条文をつくるスタートラインだと思う。つまり何故この 条例をつくるのかというモチベーションを書く。上牧町の場合のモチベー ションは財政危機であった。ほかの自治体のように自治をつくるという問 題ではなかった。あるいは、足立委員の言う様々な社会上の問題とかそう いうのではなくて、我々の上牧町がこの基本条例をつくろうとしたスター トライン、モチベーションは財政危機に陥ったという現実であった。大事 なことはこの財政危機が住民のほとんどが知らないままに進行していた。 この時期、私も自治会長をしていたので、町の説明で財政危機を知ったの ではない。夕張の問題があって、インターネットで様々な情報が出される ようになって、まず、住民はそれを手に入れて知ったのである。決して町 の説明によって知ったのではない。そういう現実をしっかり書いておかな いといけない、スタートラインとして。私が第3案として言った前半の段 階である。で、後半は、そこから始まって結局町政をどんな風に立て直す のかということ、これが核になっている。そこは「反省、総括によって公 正で透明で開かれた町政を築き上げてゆかねばならないと決意しました」 と書いている。そのような町政を基礎にして、主体的で自立した、いきい きとした、ひとりひとりが主人公となる、そして人権が尊重される新しい 町をつくっていくことを決意しました。であるからそういう財政危機が元 になって、町政が立て直されて、それを土台にして新しい町をつくってい く、それがまちづくりであるという捉え方をしたいのである。もしも町政 が抜けてしまったらドーナツのようなものであり、真ん中が抜けてしまって、空虚、空洞になってしまっているので、しっかりと町政ということに目を向けないといけない。そのときに、これはあとの専管事項であるとか、基本原則に関わってくるのだが、情報の問題であるとか、参画や協働の問題とか諸々の問題にすべて関わってくるが、大事なことは住民が知らないままに、知らされないままに、あるいは、住民が知ろうともしないで、こういう事態になったと、その現実をしっかり書くことで、後半の将来そういう生き生きとした町をつくっていこう、まちづくりをしていこうというように繋がっていくと考えている。これは植村委員に対する私の意見である。それから足立委員に対する意見でもある。前文というのはどんなものなのかということを考えたら私は当然そういうようになると考えている。

柄沢委員 足立委員や植村委員の言われたことは、今までの上牧町もいろいろな条例 とか前文とか町政要覧もそうだが、他の市町村も条例の前文においては、 やはり一時的な問題とか、経済や少子の問題とかを謳っているが、この条 例をつくることになったのは何故かということを考えたときに、まずこの 委員会が始まって何回かのときに委員会のなかで意見が出たが、上牧町は ほかの町とは違う条例をつくろうというような決意で委員会が始まって進 んできたのではないかと思う。だから一般的な地理的条件や社会要因、そ ういうものと明るい未来像というのはどこの条文にも入っているが、それ だけではなく、もちろん明るい未来も入れないといけないが、やはり上牧 町の現状を考えたときにこの委員会が何故立ち上がったのか、小林委員か らも言われたが、住民に説明するときにこれが必要だと思う。25年間、 2億から3億の住民サービスがなくなる、住民にとってはその説明がなく ては納税義務を果たす意欲もないと思う。だから説明をして、それでもこ の町から逃げられない住民は町をつくっていこうという条例であると思う ので、必ず説明するためにもどこかに入れもらいたいと思う。この町で一 生が終わることしか選択のない住民としては、それは絶対的な要望である。

小田委員 条例をつくるのは、やはり未来に向かってつくるものだと私は思っている。 先程も植村委員のほうからは、明るい方向に向かったらどうだというのと、 もう一方では、柄沢委員のほうからは、忘れてはいけない過去があり、将 来にもあるということで、暗い面を取り上げるとそれぞれの方々が言って いるように、現実というのがある。それをそのまま前文に盛り込むという のは不可能だと思う。その前文を読んだ者は以下の条文について読もうという気はおそらく起こらないと思う。やはり条文というのは明るい方向に向かっていく、ただし始めのほうに足立委員が憲法の前文を用いて言ったように、案2の下の最後の三つの行の「過去を忘れるのではなく・・・」という締めくくりであったらいいと思う。ただ解説あるいはこの条例の制定の趣旨については、はっきりと明記しておく必要があると思う。是非そういう方向に持っていってほしい。

私自身は、この条文というのは木村委員も言ったように易しいもものであるべきだと思うし、できれば解説もいらないような条例であってほしい。 説明を読まないと分からないような条例であればいらないと思う。ただし、 何故つくらなければならないかということについては、十分な解説を用意 しないといけないと思う。

遠山委員 私も小田委員の意見と同じである。この条文をつくる経緯というのは、前文に盛り込まないといけないのは十分に分かるが、盛り込むのであれば徹底的に盛り込んでほしい。何故知りえなかったのか、何故知らされなかったのか、それを徹底的に盛り込むとなると前文では足りないと思う。それであれば、解説により詳しく、何故こういった経緯に陥ったのか、何故土地開発公社の問題があったのかということを謳うというようにして、前文は前向きな、25年、30年と上牧町の次に担っていくために過去を忘れないで頑張っていこうみたいな前文にしていきたい。

前文についての説明があったが、例えば過去の話を入れるか入れないかは、 入れても解説に入れるといったことについては、ここで決を採って決められるものではないと思うので、今の話を踏まえて、最終的にはどちらかにしないといけないが、皆さんの頭のなかに念頭に入れてもらって、引き続き専管テーマをやっていく途中でも議論していきたい。ここで前文の話については、一区切り付けさせたいと思う。

議 長 続いて、共通テーマ(基本理念・基本原則)の説明を求めたいと思う。

田島委員 共通テーマ(基本理念・基本原則)の条文素案についての説明(別紙参照)

柄沢委員 今の説明のなかで、例えば第1案の基本原則は、1 から5まであるわけで あるが、ここでは基本原則ということで簡単にしてまた別にそれぞれを別 立てで謳うということであるのかはっきり掴めなかったので確認をしたい。

- 田島委員 各部会に所掌事項が割り振られたときに、情報の共有については議会部会 の所掌事項ということで振られていたので、特に情報の共有というのは、 まちづくりの根本にあって、情報が共有されないと三者が協働してまちづ くりを行なえないということで、非常に大事なことであるので、独立した 章立で書くというのは私も賛成であるが、参画と協働の推進については、 町民部会の所掌事項に多分なっていたと思う。また、PDCAや評価については、特に章立てにはなっていなかったので、こちらの議会部会のほうでは説明のしようがないというところである。
- 足立委員 評価のPDCAのところであるが、議会部会と行政部会のほうは、絶対これが重要であるということで、盛り込まれていると思う。考え方であるが、企業の改善活動、マネジメントというか下のほうをコントロールしていくといったやり方に近いと思うが、行政がやっている協議会やNPOとかになるとどうしても合意を形成するということになるので、PDCAサイクルとはちょっと違った面持ちになると思う。また何か意思決定する場合についても、PDCAサイクルという手法はちょっと違った考え方ではないかという部分があるので、あまりこれを全面的に押し出すというのもちょっと問題があると以前から思っていた。
- 山中委員 情報の共有ということであるが、以前の全体会で私が発言したと思うが、情報の公開あるいは開示と共有の二つを一つにまとめる。共有だけでは不十分だということを前に言ったことがある。協働と参画を一つにまとめることは、私も同じ意見である。では、なぜ情報の開示あるいは公開と共有を一つにまとめるのかというと、隠された情報があるという現実を基に共有しても仕方がない、そこをしっかり抑えておかないといけない。そして、情報の共有は、例えば、町の側から一方的に提供される情報ばかりではないはずである。住民の側が協働や参画するときに必要だと思う情報を請求して手に入れるという方向に必要である。同じことを前にも言ったが、もう一度繰り返して言わせてもらった。

基本原則については、主体性というのがどこかに消えてしまったのか。主体性というのも出したように思う。主体性ということは、各三者がそれぞれ主体的であるということである。主体的であるということは、最初に藤

村委員が言ったように、それぞれがきちんと自分の行動、言動に責任を持つということに繋がっていくのである。三者がそれぞれ協働するときには、その前提として三者がそれぞれ主体的な存在でなければいけないという意味で基本原則に主体性というのを入れようと我々行政部会では議論したはずであるが、それが入れられていないのはどうしてなのか。

- 田島委員 最後の部分は議会部会への質問だと思うが、定義のほうの参画のところに「参画」という文言そのもののなかに主体的に参加してという定義がされているので、言葉のなかに主体的という概念が含まれているということから基本原則のほうではその言葉を省略している。言葉が重なってしまうので入っていないということになる。
- 小林委員 山中委員の言った情報の共有について、公開若しくは開示という表現のほうがいいのではないか、もしくはそういうニュアンスの言葉のほうがいいのではないかといった意見であったと思う。議会部会の考え方であるが、基本原則では、情報の共有という言葉に留めて、共有のための情報の取り方、周知の仕方、それは、情報の共有のところの章立てがあるので、そこで書いたらいいのではないか、いわゆる情報公開条例もあり、基本原則は極めて簡素に書いたほうがいいと、情報の関係者である町民、議会、執行機関がまちづくりに関する情報を共有するという、その共有のためのやり方、手立ては別途、情報共有の章で書くというような考え方で整理したということである。

また、足立委員の言った評価であるが、評価については、いらないのではないかという意見であったが、なくてもうまくっているのであれば、なくてもいいのだが、上牧町の最大の問題点は、やりっぱなしということである。金がどう使われたか、政策にどのように効果があったのか、何もなしである。その結果こういった現状になっているわけであるから、それを企業が先にそういった問題点に気がついて、PDCAサイクルを採用して緻密にやってきている。やっぱりそういう手立てをなぜ行政が取り入れたらいけないのか理解ができない。だから取り入れなくてもうまくいっているのであれば、問題ないのだが、うまくいかないからこそPDCAサイクル的な考え方を入れようというのが、藤村委員がこの委員会の初期の冒頭で言った意見で、私も全く賛成であった。これはある面では、上牧町のこの条例の肝である、ほかの町の条例にはこういったことはあまり書いていな

い。よそと同じ条文を書くのであれば、今でも書けるのであるが、上牧町の反省にたって書くのであればこれは肝として、この評価という問題は入れるべきではないかと思う。また、こういったことを書くと住民が馴染まないのではないか。反発も出るのではないかと気にされているが、それは評価といってもいろいろなやり方があり、現に大阪市でも基本条例的なことで、いわゆる市民参画の事業がうまくいったかどうか、やはり金をかけて、税金をかけてするわけであるから、どうであったかということは評価して、それで改善すべきは、来年はここを直そうとかいうことは当たり前のことである。私は、そんな住民からの反発もないと思うし、話せば理解もしてもらえると思うので、足立委員の心配はそこまでされることはないのではないかと思う。

- 足立委員 その評価は、誰がどういうように基準をつくってというのが、その辺が心配である。基準をつくる人とか、判断する人の声に顔を向けるというようなことになるのではないかという心配がある。それであれば、情報公開、情報共有のほうをしっかりとしたガラス張りのようにする、どこからも見えるようにして、何か悪いことをすれば次の選挙には落ちるとか意見が出せるようにして、それが改善できるというようにするという考えもあると思う。完全にガラス張りにして、どこからも見えるようにするというのも皆が参画できて、皆が見える評価になると思う。評価者が決まっていて、評価の基準をつくる人が決まるということは、その人の能力によってしまうところがあると思うし、住民が参画するという意味では、ちょっと不安は残っている。
- 小林委員 そういった心配についてはよく分かるが、基本的に評価するのは町が行う 諸々の事業、予算を使う事業や施策、これに対しての評価になるので、誰がどのように評価をするのか、どういう基準でというのも、その時々の状況によって違ってくると思う。基本的には、住民若しくは町民が評価の主体になってくると思う。例えば、つい最近にもあった補助金制度検討委員会というのが、住民参画で立ち上がって答申も出したが、これもまさに評価である。上牧町が今まで、固定した先に補助金が出されてきていたという過去があったわけである。何千万という金が出ているが、これで本当にいいのかという反省点、問題意識から町長が公募型の補助金検討委員会を立ち上げて、既存の補助金をすべて洗い出し、評価してほしいということ

で、私も参画し、10人の町民で一年をかけて検討し答申した結果、今年度もその一部が反映されているという話も聞いている。今年度に間に合わないものは、来年度以降とかいう形になっている。それから、答申文書そのものは町の監査委員にも届けられ、監査委員から監査が必要なところは再度監査をするといったようになっている。それから、補助金に留まらず、いろいろな意見を書かしてもらったが、その意見も各団体に参考として、住民の委員会で出たということを伝えている向きもあるという話も補助金検討委員会の事務局からも聞いている。これもまさに評価であり、補助金の使われ方が妥当かどうかという評価をしたわけであり、だから同じように、いろいろな町が行う事業に対して、それに一番適した形の評価の仕方をしたらいいのである。私の感じは、大方は住民が参画した形のチームができて、そこでそういう評価の議論をするといった形になってくると思う。ただ、すべてが住民で評価するかどうかはものによるので分からないが、足立委員が心配されるようなことはないと思う。

- 柄沢委員 今、基本原則を云々しているわけであるが、このなかで、例えば、情報の 共有とか住民参画とか説明責任、評価は、別立てで詳しく述べるわけであ るから、一応、基本原則には簡単に挙げておいてということでいいと思う が、評価は、行政のところでも、行政評価という形で私たちのところでは 案の段階であるが述べているので、一応基本原則に入れても評価するとい うことでいいのではないかと思っている。
- 議 長 足立委員の意見の補足であるが、最初の基本原則のときに町民部会の話で 出たと思うが、評価というのは、対行政と対議会に対しての評価はできる のだが、対町民に対する評価はしきれないのではないかということで、基 本原則に評価というのではなくて、行政部会のなかでの評価の条文、議会 部会のなかでの条文をつくるのは大賛成であるが、町民が参画するまちづ くりの評価というのは難しいので基本原則のなかに評価を入れるべきでは ないのではないかというのが、確か町民部会でも話になっていたというの を言われていたと思う。
- 小林委員 今、柄沢委員が言っていたことも含めての意見だが、この評価のところは、 基本原則は簡潔に書いておいて、さらに別のところで詳しく書くのかとい うような質問だったと思うが、議会部会では何も議論はしていない。これ

は、考え方でまさに基本原則であるから、上牧町の基本原則はPDCAを 意識した形の捉え方を条文として考えている。だから、議会や行政やそれ ぞれの専管テーマの章立てをこれから考えていくと思うが、そのときにこ ういうことを意識した形の条文構成、作成するような形でしていったらい いと思う。さらにそこで詳しい説明がいるのであれば、解説のほうに書い てもらうということにすればいいと思う。

それから、委員長や足立委員が言っている、町民が関わった評価については誰がするのかということであるが、評価できないテーマであれば、無理に評価することはないと思う。私の思っていることは、町民が主体の事業で町の金が投入されて使われている以上は、やっぱり誰かが評価しないといけないと思う。例えば、公募で募った別の住民が、こちらがやっている事業に対する評価を行なう。いろいろな形が考えられるので、時間をかけてする評価や極めて簡単にチェックシートでする評価もあるし、いずれにしてもやった事業、住民が関わった事業で来年また同じ事業をするのであれば、評価しておかないと反省も出てこないと思うので、先ほども言ったが、それぞれ適した形の評価の仕方を考えていけばいいわけで、条文には考え方を入れておく具体的な決め方ではなくて、考え方を入れておけば足りると思うので、町民のところでも決して不可能ではないと考えている。

田島委員 PDCAサイクルについては、自治法を知っている方は、結構そういう考え方を以前から持っていると思うが、私が始めてここに参加させてもらったときに、PDCAサイクルというのを聞いたときに、これは何かと思ったが、その考え方の説明をされたときに、なるほどと思いこういう考え方であれば、これからこの考え方でまちづくりをしていくことはすごく良いことであると逆に教えてもらった面がある。だから評価というのが、評価そのものが目的みたいになり、少し抵抗があるのであれば、「計画と改善というように変えてもいいのだが、要は、そういう考え方をこれからのまちづくりでしていったらどうかと、小林委員も言っていた。考え方を私たち町民が知るという意味でも基本原則に盛り込むのはいいのではないかと私は思った。あとは、その評価というのが、改善のためにするというのであれば、今まで上牧町は計画性を持ってまちづくりを行なってこなかったという反省も踏まえて「計画と改善」というタイトルにするのも一案かと思う。

- 堀内委員 基本原則に評価もしくは、検証持ち込むというのは大賛成である。ただ、 考えておかないといけないのが、行政の場合は、行政の目的として、経済 性あるいは効率性だけでは判断できない要素が、テーマが、目的があると いうことも、やはり理解しておかなければいけない。例えば、企業であったり、ほかの利益を追求する団体と同じように、この評価を確実的に考え てしまうとちょっと違うのではないかなというところがある。だから、経 済性、効率性以外にお金だけでは図れない要素というのは行政の場合、事業をやる目的あるいは行政を進めていく目的として持っているので、そこのところをこれも併せて議論しておかないと、PDCAサイクルという方 法も良いのだが、そこのところを十分に考えたうえで、やってもらいたい。 余談ではあるが、大阪の橋本市長が文楽協会の話のやり取りをしているが、この文楽協会の話は、大阪の古典、芸能、古典文化としてどれだけ評価することによって、この辺の判断というのは、まるで賛成、反対極と端に分かれてしまうような話でもある。こういった要素は上牧町にもあって、そこのところを十分に整理してもらいたいと思っている。
- 田島委員 今の話であるが、だからといって評価しないというのではなくて、その評価そのものは有効であると思う。であるからこちらの基本原則のところには、まちづくりの改善に役立てるとか継続的に改善していくといった文言を盛り込むことで、その何故評価をするのかというと、実はまちづくりの改善に役立つからということで、ここが入っていることで、評価の意味合いというのが、かなり違ってくると思う。
- 小林委員 今、堀内委員が言った意見は、要は、どんな事業でも事業目的があるわけである。その目的に結果が叶っているかどうか、それを評価するわけである。新しく基準をつくるとかいうことは普通ではなくて、一般的にはどんな事業でも予算、税金を投入してやる以上は、どういうような目的を狙って考えてやっているかということであるから、それが達成できたのかという達成評価になるわけである。そこで改めて、経済性や効率性があるか、大きく考えればその事業の目的が達成できたのかという評価を第三者(住民が中心)の方々が委員会をつくって評価していくという考えをしておけばこの問題はこれでいいのではないかと思う。

藤村委員 副委員長から言ってもらったが、PDCAは今言われたように民間だけの

問題だけではなくて、最近では役所でも当たり前のようにやっている。言われたように計画を立てて、その計画通りにできたかどうかというのを評価するのだが、評価のなかにも、定量的な評価がとあり、この仕事は10万円でやるといったときに11万円掛かったとなり1万円の儲けで、プラス評価にされる。実際には、定量的に量れない、こうしようと思ったけども、こういう理由でできなかったことがあるわけで、では次にどうするのかということで、また案を考えて、こういうことをやっていくといったことになるので、PDCAサイクルとは、評価を厳密にして、良いか悪いかを決めるのではなくて、次への改善のための評価だという具合にしていけば、そんなに難しく考える必要はないのではないかと思う。足立委員が心配されるような、どんな委員会を作って、どんな評価をするかという、そこまで深く考えなくても皆で見れば分かるようなものではないかと考えている。

もう一つは、この基本原則の案 2 でいくのかどうか分からないが、参画と協働のなかで、総合計画の策定と大型施設の建設と運営と書いてあるが、これは、何を意図としているのか。この町にあって、大型施設の建設と運営というのが、これからでてくるのかなということで、この大型施設という意味が分からないので、これについて、質問させてほしい。

小林委員 要は、案2の参画と協働の第2条であるが、まちづくりとは、「町民が参画し、町と互いに協働し行ないます。」というような表現になっているが、要は、町民がまちづくりに参画でき、町と協働して行なうということであるので、どんな事業でもまちづくりに関連するわけであるので、そうすると、町民があらゆる町の事業に首を突っ込んでできるのかというと物理的に無理である。これは町民のほうは、私は小さい事業であるが参画したいということもあるかも分からないが、受け手の行政のほうは、すべてに参画の場をつくっていくとなると仕事が回っていかないだろうと思う。そう考えると、それは町民が参画できるまちづくりのテーマというか、範囲というのは、限られてくるのではないかと思う。ある種、意見を聞くとか審議会とか委員会とか、そんな場を町民に作って立案の段階からやっていくとそうなるのであるが、その範囲として、ここしかそういうことを書く場がないということであれば、何か書いておかないといけないのかという意味合いで出たのがこの意見である。総合計画の策定、大型施設・運営、主要な

制度の見直し等まちづくりの根幹を成す部分、根幹を成す部分については、町民が計画の立案、実施、評価、見直しのそれぞれの課程に適切な方法で参画するものとし、その場(機会)を設けなければならないということで、では何がこれにあたるのだということについては、まさに解説で過去にこういうことがあったと、例えば、ペガサスホールや2000年会館、小学校を作るという話もそうかもわからないし、それと箱物ではない主要な制度の見直しもしくは新設というようなかたちで町民が参画できる範囲というのはどこかで限定がいるのではないかということで提案されている。だから皆さんが常識の範囲で判断できる方ばかりだったらいいのだが、そうでない人も中にはいるかも分からないと、「基本条例があるから私を参画させてほしい」と言ってこられたときに、条文上、行政は断れないという意味だけである。

藤村委員 趣旨は分かった。そうすると、「大型施設の建設・運営」という言葉に私は 拘ってしまった。大型施設というのが大型店舗みたいなイメージを持って しまった。もし次の主要な制度の見直しということになってくると「総合 計画の策定、主要な施設の建設・運営」あるいは、「主な施設の」というそ のぐらいの表現で「大型」という表現はいらないのではないかと思う。

委員長 他に、基本原則に関して、全般に関して、なにか意見はないか。

山中委員 これまでほとんど議論されてこなかったが、「まちづくり」とは何かということであるが、私は「まちづくり」というのは、課題の解決だというふうに考えている。個人的な課題の解決ではなくて、町全体に関わる公共的な課題の解決であるという意味でとっている。そうすると参画というのは、そういう課題の解決への参画である。そうするとここに書いてあるような諸々の具体的な例というのは何もいらないわけである。課題の解決というのは、何も執行機関のほうから、これこれに参画してほしいというものだってあるが、しかし、住民側からこういう課題の解決があるのではないかという形で、それこそ計画の最初から参画、協働してやりましょうという提案があってもいいのである。そのときに、さっきのこの情報の公開と共有につながっていく。そういうふうに物事を捉えていくと、住民がしっかりと情報の公開に対する主体性というのか、権利というのか、主権というものがないと、本当の意味での参画にならないと思う。単に執行機関の請

負のようなものに、悪くいけば成り下がってしまう。大事なことは、主体的にやるということである。まちづくりとは何かという議論がこれまで全然なされてこないで、所与のような、条件のような格好で話が進んでいる。やはりこれは抜きにしてはいけない議論だというふうに思っている。もちろん時間がないから、そこまではやれないと思うが、一言言わせてもらう。

- 議長 まちづくりに関してであるが、前半の部分の定義のところの「まちづくり」 というなかで、まちづくりの定義を謳っていると思うが、「暮らしやすい地 域社会をつくるための取り組みをいいます。」とその下に説明が書かれてい るが、ここで「まちづくり」の定義をしているという位置づけだと思う。
- 山中委員 今の意見に対する意見であるが、それは先ほど、一応、暫定的な定義と言っておられたが、私はこの定義については反対である。
- 小林委員 反対と言っておられても結構だが、だったら定義の議論のときにそういったことを出してもらわないと、違うテーマをしているときに言うのは、ルール違反ではないかと思う。だから、まちづくりの定義をどうするかという議論を重ねて、議長から次に進むということになっているので、そういったことも踏まえてもらわないといけないと思う。
- 山中委員 時間が結構とられたから、この辺で暫定的なものとして置こうという話が あったから、それでいいのではないか。暫定的ということは、またさらに 新しい考察がでるかもわからないと意味である意味であるが、ちがいます か?
- 議 長 私が暫定的と言ったのは、時間がないから切っているわけではない。定義のなかで、町民については、かなり意見が割れたところがあったので、町民部会の意見を基にして、もう一度フィードバックしようという話があった。そのほかについて何か意見はないかと問いかけたが、まちづくりについては意見がなかったものとみなしたので、反対意見があるのであれば、その場で言っていただきたかった。また、時間がなかったから反対意見を述べる時間がなかったとは私は思っていない。
- 山中委員 議論の流れというものがあって、大上段にこうであるというやり方もある

だろうが、議論の流れのなかで、いろいろなものが触発されて出てくるということもある。そういう意味で今の議論の流れのなかであったから言っただけで、今、この意見を出してもらったら困るというのであれば取り下げる。

議 長 その件については了解する。

続いて基本原則について、話が一通り出たが、次回についても引き続き共通テーマの素案検討という議題になっているので、どうのようにして話をまとめていくのかという話はあるのだが、まだ、条例の見直し等、広域連携等が残っているので、こちらの説明を受けながら、もう一度フィードバックさせるような形で、皆さんの意見を今日は一通り聞いたと思う。次回もう一度戻るような形になるが、説明は今日してもらったので、フィードバックしながら次回も引き続き検討していきたいと思う。決して時間で切っているわけではない、十分議論はしていかないといけないが、一個終わったことを戻るのもあれかなと思うので、取り急ぎ今日については、基本原則の説明と第一回の討論が終わったということで、第15回の全体会を閉めたいと思う。

今日は、討論ということで、決を採っていないが、今回のことを踏まえて もう一度フィードバックして、共通テーマの検討をしていきたいと思う。

閉会委員長の閉会宣言により会議終了(午後4時00分)。

※次回委員会は7月25日(水)、次々回委員会は8月6日(月)、いずれも午後1時30分から全体会を予定している。